

こんなことは虐待になります！

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

① 身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。



例えば

- 平手打ちにする
- 殴る
- 蹴る
- つねる
- 縛りつける
- 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など

② 性的虐待

障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。



例えば

- 性交
- 性器への接触
- 裸にする
- キスをする
- 障害者にわいせつな話をする、映像を見せる など

③ 心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。



例えば

- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子どもあつかいする
- わざと無視する など

④ 放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。



例えば

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。



例えば

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない など

セルフネグレクトとは？

障害者本人が、自らの生活や健康などをそこなう状態のままで放置している場合があります。これをセルフネグレクト（自己による放任）といいます。①～⑤の虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要となります。